

鳥取県告示第 120 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町阿毘緑字中倉2014の1・2015の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字下モ神田山2177の1、字上ミ神田山2216、字下川床山2278、字中川床山2279、字上川床山2280の1、2280の4、字横屋谷山2299の1、2299の5から2299の7まで、字ケツ田山2689、字堤塔2949、字小林山2950、字向悪道山2951、字小柳谷山2952の1、2952の2、字奥柳谷2953の1、字八石谷2955の1、2955の2、字高橋2957の1、2957の2、字山神谷2960、2961、字家ノ奥2962、字堂ノ奥2965、2966、字三谷2976(次の図に示す部分に限る。)、字奥牛ノ首山2977の1、2977の2、字ニノ谷2978の1、2978の4、字柳谷山2981の1、字砥石ヶウネ2982、字下モ牛ノ首2984の1、下阿毘緑字滝ノ谷第二1712の1、字川茂山1715の1、1715の2、字中倉山1718の1、1719の1、1719の2、1719の4、1719の5、字柳谷1721の1から1721の3まで、字勿内1722の1、字鉦谷1724、1725、字割谷1734の1、1734の7、字大塔1735の1、字井手ノ谷1736の1・1736の2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字善四郎山1739の1、1743の1、1744の1、字上鑪陰地山2281・2282の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、2282の2、字板橋山2285・菅沢字寺床1220の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字秋原林2093の4、2093の45

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)